第十一条の三の二第三項第一号中「第十条の二第一項」を「第十条第一項」に、「同表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産」を「同項に規定する特定機械装置等」に改め、同項第二号中「第十条の二第二項」を「第十条第二項」に改め、同条第十一項中「第十条の二」を「第十条」に改める。

第十一条の五第一項第二号中「以下この条」を「第五項第二号」に改め、同条第二項中「特定住宅被災市町村の区域内」を「福島復興再生特別措置法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等内」に、「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「次の各号に掲げる当該土地等の区分に応じ当該各号に定める」を「当該土地等が所在する市町村又は福島県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための計画として財務省令で定めるものに記載された」に、「同項第一号」を「租税特別措置法第三十四条第二項第一号」に改め、同項各号を削る。

第十三条第一項中「及び次条」を削り、同条第五項第一号中「。次条において同じ」を削る。

第十三条の二第一項中「住宅の新築取得等（租税特別措置法第四十一条第二十項」を「租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等（同条第十六項」に、「同条第二十項」を「同条第十六項」に、「特例居住用家屋の新築等、同条第二十一項」を「特例居住用家屋の新築等、同条第十七項の規定により買取再販住宅の取得（同条第一項に規定する買取再販住宅の取得をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当するものとみなされる同条第十七項に規定する特例買取再販住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する既存住宅の取得に該当するものとみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅の取得及び同項の規定により増改築等（同条第十九項に規定する増改築等をいう。以下この条において同じ。）に該当するものとみなされる同法第四十一条第十七項に規定する特例増改築等を含む。）、同条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等（同条第十八項」に、「認定住宅等の新築等（同条第十項に規定する認定住宅等の新築等をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）」を「同条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等」に、「同条第二十一項に」を「同条第十八項に」に、「特例認定住宅等の新築等及び」を「特例認定住宅等の新築取得等を含む。第三項において同じ。）又は」に、「既存住宅の取得とみなされる同項」を「同条第一項に規定する既存住宅の取得とみなされる同条第三十五項」に、「要耐震改修住宅の取得（以下この条において「住宅の新築取得等」という」を「要耐震改修住宅の取得（以下この条において「住宅の新築取得等」という」に改め、「既存住宅（」の下に「同条第十七項の規定により既存住宅とみなされる同項に規定する特例既存住宅及び」を、「した家屋（」の下に「同法第四十一条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、」を加え、「認定住宅等（同法第四十一条第二十一項」を「認定住宅等（同法第四十一条第六項に規定する認定住宅等をいい、同条第十八項」に、「令和七年十二月三十一日」を「令和十二年十二月三十一日」に改め、「若しくは既存住宅の取得」の下に「（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「この項、次項」を「第三項まで」に、「及び次項において「」を「において「」に、「住宅の取得等（同条第一項に規定する住宅の取得等をいう。次項及び第九項第三号において同じ。）」を「住宅の新築取得等」に、「、買取再販住宅の取得（同条第一項に規定する買取再販住宅の取得をいう。次項において同じ。）、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得（同条第十項に規定する買取再販認定住宅等の取得をいう。次項及び第三項において同じ。）」を「若しくは買取再販住宅の取得」に改め、「ものである場合」の下に「、当該居住日の属する年が令和八年若しくは令和九年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等に該当するものである場合、当該居住日の属する年が令和十年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等（同法第四十一条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合又は当該居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合」を加え、「及び第十項」を「及び第六項」に、「令和七年までの各年である」を「令和十二年までの各年である」に、「第四十一条第二十四項」を「第四十一条第二十一項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十三項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十四項」に改め、「の」と、「この下に「同条第二十五項中「同項に」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項に」と、「同項の規定は適用せず」とあるのは「第一項の規定は適用せず」と、「第六項に」とあるのは「同条第一項に」と、「同項の規定は適用しない」とあるのは「第六項の規定は適用しない」と、同条第二十六項中「同項に」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項に」と、「同項の」とあるのは「第一項の」と、」を加え、同条第二項第一号中「平成二十六年から」を「平成二十九年から」に改め、「居住年が平成二十六年である場合にはその居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間（第八項第一号及び第十一項において「平成二十六年後期」という。）内の日である場合に限り、」を削り、「住宅の取得等」を「住宅の新築取得等」に、「、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得」を「又は買取再販住宅の取得」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二　居住年が令和六年から令和十二年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。）　四千五百万円

イ　令和六年又は令和七年　その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合

ロ　令和八年又は令和九年　その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販認定住宅等の取得（租税特別措置法第四十一条第六項に規定する買取再販認定住宅等の取得をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当するものである場合

ハ　令和十年から令和十二年までの各年　その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販認定住宅等の取得（エネルギー消費性能向上住宅（租税特別措置法第四十一条第六項第四号に規定するエネルギー消費性能向上住宅をいう。次項第三号において同じ。）に係るものを除く。）に該当するものである場合　三千五百万円

三　居住年が令和八年から令和十二年までの各年である場合（その居住に係る住宅の新築取得等が既存認定住宅等の取得（租税特別措置法第四十一条第六項に規定する既存認定住宅等の取得をいう。次号ロ及びハ並びに次項第二号及び第三号において同じ。）で次に掲げる家屋に係るものに該当するものである場合に限る。）　三千五百万円

イ　認定住宅（租税特別措置法第四十一条第七項第一号ロに規定する認定住宅をいう。次号ロ及びハ並びに次項第一号ロ及び第二号において同じ。）

ロ　特定エネルギー消費性能向上住宅（租税特別措置法第四十一条第六項第三号に規定する特定エネルギー消費性能向上住宅をいう。次号ロ及びハ並びに次項第一号ロ及び第二号において同じ。）

四　居住年が令和四年から令和十二年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。）　三千万円

イ　令和四年から令和七年までの各年　その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するもの以外のものである場合

ロ　令和八年又は令和九年　その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等、買取再販認定住宅等の取得又は既存認定住宅等の取得（認定住宅及び特定エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。ハにおいて同じ。）に該当するもの以外のものである場合

ハ　令和十年から令和十二年までの各年　その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等、買取再販認定住宅等の取得（認定住宅及び特定エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。）又は既存認定住宅等の取得に該当するもの以外のものである場合